第23回日本集団災害医学 パネルディスカッション2 医療者の指定参集について考える

災害拠点病院職員の参集義務と 関連する対策

市立八幡浜総合病院救急部

越智元郎、川口久美、石見久美 山本尚美、叶 恵美

日本集団災害医学会 COI 開示

筆頭発表者氏名 越智元郎

○演題発表に関連し、開示すべき01関係にある企業などはありません

災害拠点病院職員の参集義務と関連する対策

発表の内容 「想定する災害=南海トラフ巨大地震」

- A) 当地における通勤困難と災害時の勤務交流について
 - ・災害時の職員参集率ー平常時 vs 道路損壊、津波警報下 (全職員の協力 vs 常勤職員しか参集しない場合)
 - ・地域における医療機関相互の勤務交流の提案 有床医療施設 " "長のスタンス、所属職員のスタンス
- B) 災害時職員動員の有効化
 - 1.地震災害 → 参集基準による自動参集 上記以外 → 緊急連絡網による招集(電話 vs メール) 緊急連絡網運用訓練
 - 2.参集猶予・参集免除について 3.非常勤職員の災害時動員
- C) 災害時帰宅困難と職員宿泊に備えた事業継続計画(BCP)
 - ・勤務時間内発災当夜に宿泊を要する職員
 - ・職員宿泊に備えたBCP-宿泊場所、食料・水・寝具等

災害拠点病院職員の参集義務と関連する対策

発表の内容 [想定する災害=南海トラフ巨大地震]

- A) 当地における通勤困難と災害時の勤務交流について
 - ・災害時の職員参集率ー平常時 vs 道路損壊、津波警報下 (全職員の協力 vs 常勤職員しか参集しない場合)
 - ・地域における医療機関相互の勤務交流の提案 有床医療施設 " "長のスタンス、所属職員のスタンス
- B) 災害時職員動員の有効化
 - 1.地震災害 → 参集基準による自動参集 上記以外 → 緊急連絡網による招集(電話 vs メール) 緊急連絡網運用訓練
 - 2.参集猶予・参集免除について 3.非常勤職員の災害時動員
- C) 災害時帰宅困難と職員宿泊に備えた事業継続計画(BCP)
 - ・勤務時間内発災当夜に宿泊を要する職員
 - ・職員宿泊に備えたBCP-宿泊場所、食料・水・寝具等

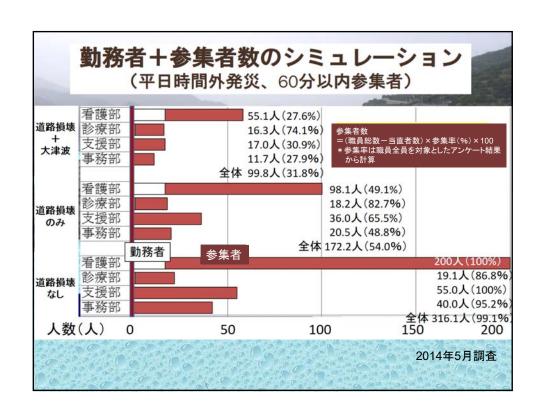


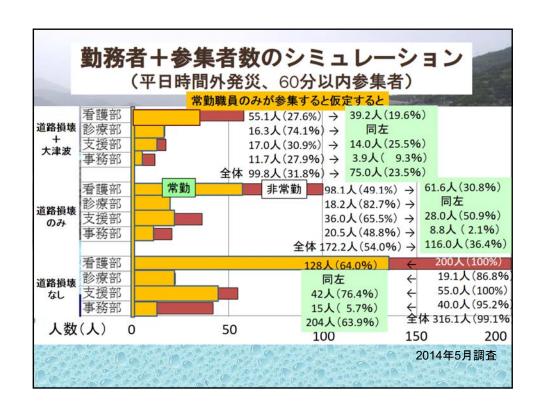


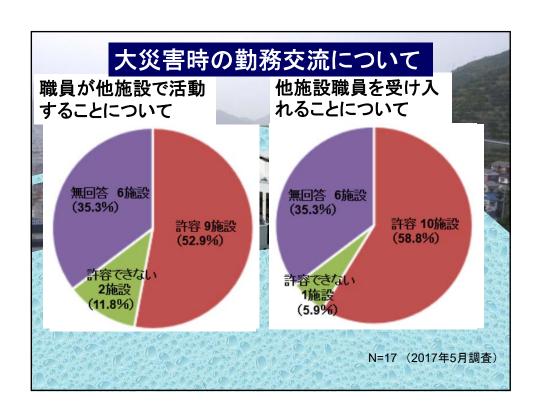


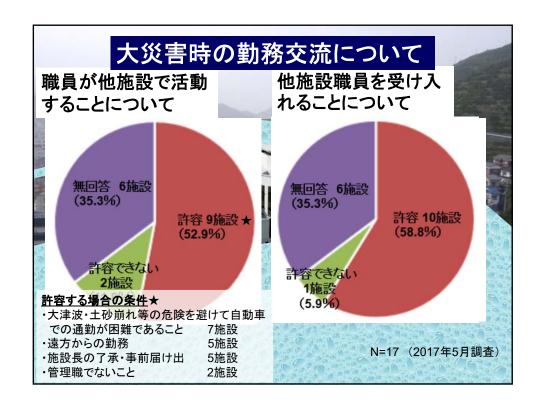
- 〇管轄内 重症傷病者約470人のほぼ全員が当院への搬送対象に。 〇地震30分後以降は通常出入り口からの患者収容を停止、病院裏 高台に受け入れ拠点を設置。
- ○津波浸水予定域を避けて(常勤職員のみが)、歩いて病院へ。 発災1時間内に到着できる職員は看護師19.6%、医師74.1%、 他の医療職25.5%、事務職9.3%、全体で23.5%のみ。

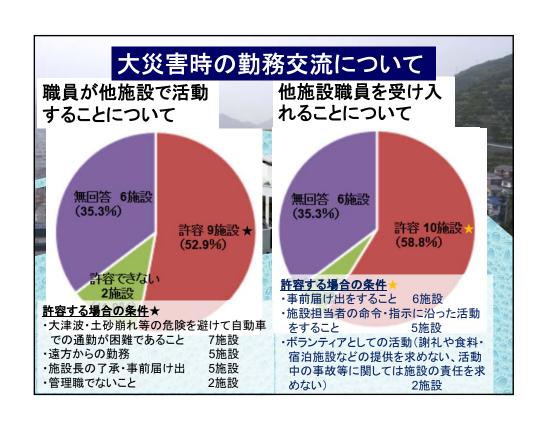
災害時の地域内勤務交流に期待

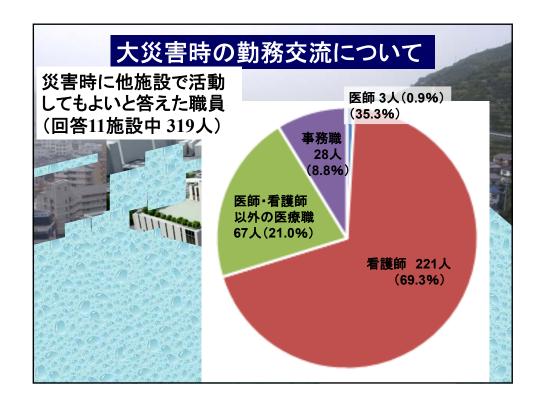












災害拠点病院職員の参集義務と関連する対策

発表の内容 [想定する災害=南海トラフ巨大地震]

- A) 当地における通勤困難と災害時の勤務交流について
 - ・災害時の職員参集率 平常時 vs 道路損壊、津波警報下 (全職員の協力 vs 常勤職員しか参集しない場合)
 - ・地域における医療機関相互の勤務交流の提案 有床医療施設 ""長のスタンス、所属職員のスタンス
- B) 災害時職員動員の有効化
- 1.地震災害 → 参集基準による自動参集 上記以外 → 緊急連絡網による招集(電話 vs メール) 緊急連絡網運用訓練
- 2.参集猶予・参集免除について 3.非常勤職員の災害時動員
- C) 災害時帰宅困難と職員宿泊に備えた事業継続計画(BCP)
 - 勤務時間内発災当夜に宿泊を要する職員
 - ・職員宿泊に備えたBCP-宿泊場所、食料・水・寝具等



非常時の動員基準 市立八幡浜総合病院 災害医療計画							
体制		暫定災害対策本部	災害対	策本部			
区分	警戒(第ゼロ動員)	第1動員	第2動員	第3動員			
状況	〇市域に 震度4 の地震が発生 したとき 〇その他の状況により院長ま たは事務局長が必要と認めた とき	生したとき	〇市域に 態度 5 強 の地震が発生したとき 〇その他の状況により本部長 が必要と認めたとき	が発生したとき			
集場 合所	守衛室など	O 暫 定 対 策 本 部 (守衛室など)	〇 災 害 対 策 本 部 (リハピリテーション室など)	〇 災 害 対 策 本 部 (リハピリテーション室など)			
動員基準	○事務局長、事務次長、および管理係は自動参集。状況を はにより第1動員網 を選し必要により第1動員網 などで職員を招集)。 ○状況等により応援の要請 の世職後(註)及び医師の 各診療科長、責任者は連絡が 取れるよう待機	○副院長 ○看護部長 ○事務局長 ○事務局次長 ○管理係 ○メンテ全員	○管理職全員○医師の診療科長及び責任者 〇メンテ全員 〇名委託業務の責任者及び主 任 〇臨床工学技師全員 〇災害対策部会委員	○全員体制(註) (身辺の安全を確認し速やか こ参集			
体制	〇災害の発生に備え通信情報 活動に対応できる体制。	〇災害の発生に備え通信情報 活動及び初期の応急対策活動 に対処できる体制。	〇災害対策本部を設置し応急 対策活動に対処できる体制。	〇直ちに災害対策本部を設置 し活動を実施できる体制			
動力	膜師長や副主任は管理職に合っ しとする。 は、非常動を問わず職員全員の名						

B. 災害時の職員動員 - 市立八幡浜総合病院

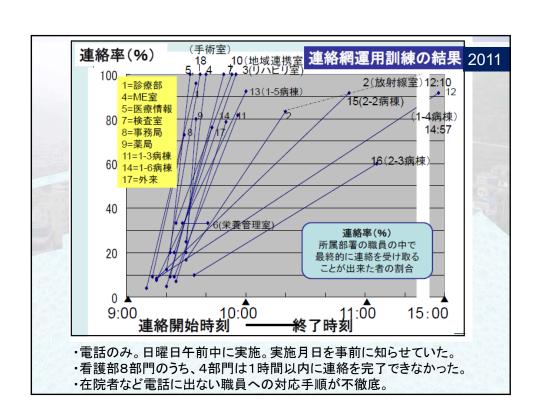
1. 地震災害 → 参集基準による自動参集 上記以外 → 緊急連絡網による招集

緊急連絡網

- •2011年度まで電話のみ
- ・2012年度から電子メールー斉送信を併用
- -2017年度から電子メール主体

<u>緊急連絡網運用訓練</u>

・2011年度から年1回実施2011年度一実施月日を予告2012年度から一実施月のみ予告(抜き打ち)



	緊急	連絡網道	里用訓練		
	2011年 7月17日(日) 9時00分	2012年 7月15日(日) 12時45分	2013年 6月5日(水) 19時30分	2014年 6月14日(土) 11時30分	2017年 6月10日(土) 9時12分
緊急連絡網	実施日予告	実施日予告	実施月のみ 予告	実施月のみ 予告	実施月のみ 予告
方法	電話連絡網運用開始。	一斉メール受 信後、緊急連 絡網(電話)で 連絡	緊急連絡網 (電話)と一斉 メールを別々 に運用	同左	一斉メールを 主体に 電話での連絡は 希望者のみ
メール登録率 (推定)		74.0%	77.4%	83.5%	97.0%
1時間以内の 連絡率(%) ※勤務中職員 含む連絡率	最終的な 「連絡率」 のみ集計	86.0% 15分以内 71.9%	81.5% 15分以内 52.1%	83.0% 15分以内 51.0%	73.2% 15分以内 29.9%

	来心	生/市 引川が 登録者にも電話選	棟の結果 ^{連絡網で連絡}		
	2011年 7月17日(日) 9時00分	2012年 7月15日(日) 12時45分	2013年 6月5日 (水) 19時30分	2014年 6月14日(土) 11時30分	2017年 6月10日(土) 9時12分
緊急連絡網	実施日予告	実施日予告	実施月のみ予告	実施月のみ 予告	実施月のみ 予告
方法	電話連絡網運用開始。	一斉メール受 信後、緊急連 絡網(電話)で 連絡	緊急連絡網 (電話)と一斉 メールを別々 に運用	同左	一斉メールを 主体に 電話での連絡は 希望者のみ
メール登録率 (推定)		74.0%	77.4%	83.5%	97.0%
1時間以内の 連絡率(%) ※勤務中職員 含む連絡率	最終的な 「連絡率」 のみ集計	86.0%	81.5% 15分以内 52.1%	83.0% 15分以内 <u>51.0%</u>	73.2% 15分以内 29.9%
電話連絡	網を縮小	すると、連	絡に要す	 る手間が	著しく減っ

B. 災害時の職員動員 - 市立八幡浜総合病院

2. 参集猶予・参集免除について

- ■参集猶予 -発災の段階で長時間勤務の直後であった職員 や時間外勤務が予定されている職員の災害時参集のタイミン グを遅らせ、時間差を設けて新鮮なマンパワーとして投入す る。これによって災害初期段階の勤務交代も円滑に行える。 ・・例)20時間勤務+4時間休息 → 16+8 → 12+12 → 8+16(平常)
- ・前日の準夜・深夜勤務者・当直者(管理職を除く):12時間程度の災害時参集猶予時間を設定する。
- ・緊急連絡の時点から12時間以内に準夜・深夜勤務、当直など の業務が予定されている者(管理職を除く):災害時参集を猶 予し、予定勤務日時に出勤させる。

B. 災害時の職員動員 - 市立八幡浜総合病院

2. 参集猶予・参集免除について

- ■参集猶予
- ■参集免除 常勤職員に求められる災害時活動の義務を果たすことのできない事情のある職員が、あらかじめ所属長および院長に申し出て、災害時参集などを免除されること(休職中の職員は自動的にこの扱いとなる)。
- ・職員自身の事情(妊娠・健康状態など)や家族の事情(同居老親等介護中、乳幼児養育中など)のために災害時の活動が難しいと考える職員は所定の用紙で所属長および院長に申し出る。所属長および院長の許可が得られた場合、災害時の参集が免除される。
- * 災害時参集猶予職員・免除職員にも緊急連絡網で連絡をするが、通常参集は不要の約束とする。

B. 災害時の職員動員 - 市立八幡浜総合病院

- 1. 地震災害 → 参集基準による自動参集 上記以外 → 緊急連絡網による招集 緊急連絡網運用訓練
- 2. 参集猶予・参集免除について
- 3. (委託を含む)非常勤職員の災害時動員
- ・当市の規約上、必須の義務ではない。
- ・マニュアル上、できるだけ協力いただきたいとうたっている。
- ・2017年度 院長が、自主参集に基く災害時の活動について手当支払い、 受傷時の補償を約束。
- ・雇用契約に織り込むことができれば理想的。

災害拠点病院職員の参集義務と関連する対策

発表の内容 [想定する災害=南海トラフ巨大地震]

- A) 当地における通勤困難と災害時の勤務交流について
 - ・災害時の職員参集率 平常時 vs 道路損壊、津波警報下 (全職員の協力 vs 常勤職員しか参集しない場合)
 - ・地域における医療機関相互の勤務交流の提案 有床医療施設 " "長のスタンス、所属職員のスタンス
- B) 災害時職員動員の有効化
 - 1.地震災害 → 参集基準による自動参集 上記以外 → 緊急連絡網による招集(電話 vs メール) 緊急連絡網運用訓練
 - 2.参集猶予・参集免除について 3.非常勤職員の災害時動員
- C) 災害時帰宅困難と職員宿泊に備えた事業継続計画(BCP)
 - ・勤務時間内発災当夜に宿泊を要する職員
 - ・職員宿泊に備えたBCP-宿泊場所、食料・水・寝具等

C. 災害時の帰宅困難と宿泊準備

(2) 災害時病院宿泊環境の整備

(当院BCP行動計画 No.30、2018年1月承認)

方針

- [1] 大津波による損壊・汚染の恐れがある<u>1階部分</u>は当初の宿泊スペースに想定しない。
- [2] <u>患者入院スペース</u>は一切、職員の宿泊スペースに想定しない。 (満床またはオーバーベットでの病床運用も必要になるかも知れないため)
- [3] <u>休床病棟</u>である5西病棟を院内全体の女性職員(89人と想定)の 宿泊場所に当てる。
- [4] 男性職員の宿泊場所は所属部署の近くに想定(複数部署合同も可)
- [5] <u>2階以上の部署</u>は1階部署の職員のために、可能な範囲で宿泊スペースを提供する(特に男性職員のための宿泊スペース)。
- [6] 本業務を実施するにあたり、所属職員数がも多い<u>看護部</u>が他部 署職員の宿泊環境の確保・整備を含め、調整を担当する。

C. 災害時の帰宅困難と宿泊準備

(2) 災害時病院宿泊環境の整備

(当院BCP行動計画 No.30、2018年1月承認)

問題点と対策

- [1] 食料・水ー病院として準備するのは患者と勤務職員の3日分
 - ○食料-各自がロッカー内準備(長期保存できる食品)
 - 〇水一病院が準備(未解決・近隣店舗などから提供いただく?)
 - *断水は必発、緊急透析後は受水槽残量は0.85日分、透析なしでも1.11日分

[2] 寝具一未解決

下敷き) → 段ボールなどを利用?

上掛け)→ 今後徐々に毛布購入? 個人準備? 市提供?

災害拠点病院職員の参集義務と 関連する対策(まとめ)

市立八幡浜総合病院は 年以内に %以上 の確率で南海トラフ地震に襲われる可能性の ある地域の災害拠点病院である。

大地震・大津波に襲われた場合には職員の 参集および帰宅は困難となる。病院および地域におけるマンパワーを最適化し、また職員 参集・宿泊に関して、職員の力を十分に発揮 できるような準備を重ねたい。